平成２２年（フ）第５１４３号
東京都町田市成瀬5063―１―103
破産者　田荷　朋子（旧姓城戸）
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１５６号
東京都板橋区板橋１丁目53番２号　ＴＭ21ビル
破産者　シグマ工業株式会社
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１５７号
埼玉県新座市野火止６丁目８－３―507
破産者　小木曽基乂
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２０２号
東京都葛飾区奥戸９丁目20番10号　カーサボニート203号
破産者　株式会社食の友
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２０３号
東京都葛飾区奥戸９丁目20―10―203
破産者　中川昌熙こと　韓　　昌熙
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２１０号
東京都豊島区池袋２丁目17番８号
破産者　株式会社ＰＬＵＳ81
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２１１号
東京都板橋区中板橋17―５
破産者　中村　正和
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２１３号
東京都葛飾区新宿４丁目２番10号
破産者　有限会社タクト企画
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２１４号
東京都江戸川区北小岩３丁目13―10―505
破産者　日沼　雅文
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２４３号
東京都荒川区西日暮里５丁目24番２号
破産者　アドニス・ラム株式会社
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２４６号
東京都新宿区新宿１丁目４番13号
破産者　有限会社日本言語研究所
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２４９号
東京都葛飾区東立石４丁目45番15号
破産者　Ｈ．Ｉ．Ｃ．ＬＵＧＧＡＧＥ株式会社
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２５０号
東京都葛飾区柴又６丁目37―２―402
破産者　日根野吉浩
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２７３号
東京都港区赤坂２丁目22番17号
破産者　株式会社双八
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２８５号
東京都練馬区中村北４丁目20番14号
破産者　城北防水工業株式会社
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２９０号
千葉県松戸市新松戸３丁目304番地
破産者　有限会社もちもちの木
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２９１号
千葉県流山市加１丁目20―10―505
破産者　松本多津子
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２９２号
千葉県流山市加１丁目20―10―505
破産者　松本　浩一
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３０３号
埼玉県草加市西町760番地５
破産者　有限会社匠美住建
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３０４号
埼玉県草加市西町760―５
破産者　平川　勝彦
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３４０号
東京都台東区竜泉２丁目11番４号
破産者　株式会社エル・マテック
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８２５号
東京都杉並区宮前５丁目21―６―101
破産者　石井　修治
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部